

接種希望者は  
ご確認ください

## 新型コロナウイルスワクチン接種券の保管について

国の方針により、令和5年秋開始接種では、すでに市から送付している接種券が使用可能となりました。令和5年春開始接種の対象外の人など、未使用の接種券が手元にある人は、令和5年秋開始接種で使用しますので、引き続き保管をお願いします。紛失や転入により接種券が手元にない人は、コールセンターに再発行の申請をしてください。

令和5年春開始接種を受けた人には、今後、令和5年秋開始接種用の接種券を送付します。送付時期などは改めてお知らせします。

### 【令和5年秋開始接種の実施予定】

▼接種対象者 1・2回目接種を完了した5歳以上のすべての人

▼接種時期 9月～12月

▼使用ワクチン オミクロン株 XBB.1 系統の成分を含有する1価ワクチン

■問い合わせ先 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（☎0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日曜日・祝日の午前9時～午後5時、土曜日は休み）

豊かな環境で  
学びませんか

## 常盤野小・中学校で学びたい子どもたちを募集

一定の要件を満たせば、通学区外の市内のどこからでも通うことができる「小規模特認校制度」を導入している常盤野小・中学校に、令和6年度から就学を希望する児童生徒を募集します。

▼就学の時期 令和6年4月1日

▼対象 新小学1年生～新中学2年生＝若干名

▼申請期限 10月16日（月）

就学を申請するには、①就学相談、②制度説明会・学校見学への参加が必要です。

右記のとおり実施しますので、市ホームページまたは電話でお申し込みください。

### 【①就学相談】

▼ところ 岩木庁舎（賀田1丁目）

▼申し込み方法 参加する制度説明会・学校見学の2週間前までに相談の予約を。

### 【②制度説明会・学校見学】

▼とき ①8月18日（金）、②9月26日（火）の午後2時

▼ところ 常盤野小・中学校（常盤野字湯の沢）

▼申込期限 ①8月16日（水）、②9月22日（金）

■問い合わせ・申込先 学校整備課（☎82-1645）



岩木地区の  
魅力を発信

## 岩木地区で地域おこし協力隊員を募集

都市住民の移住・定住を促し、地域の活性化を図るため、岩木地区で活躍する地域おこし協力隊員を募集しています。

### ▼募集内容

①竹細工隊員…地域が守ってきた伝統を尊重しながら、未来への継承や地域外への発信に意欲的な人。またその方法を一緒に考え、実行できる人

②地域振興隊員…自ら課題を見つけ、解決のために意欲をもって取り組める人

▼募集人員 ①・②合わせて3人

▼活動期間 令和6年4月1日～令和7年3月末（最長3年まで継続可能）

▼報酬 市の会計年度任用職員として月額23万3,333円

▼応募方法 ①9月29日（金）、②10月20日（金）（いずれも必着）までに、応募用紙に必要事項を記入し、郵送または持参してください。

※応募用紙は市ホームページに掲載しています。

### ▼選考の方法と時期

●第1次選考（書類審査）…結果は各応募期限日から2週間前後に文書で通知

●第2次選考（面接）…11月下旬ごろに実施

●最終結果…12月中旬ごろに文書で通知

応募要件など、詳細は市ホームページ（QRコード）でご確認ください。

■問い合わせ・応募先 企画課人口減少対策担当（市役所2階、☎40-7121、Eメール kikaku@city.hirosaki.lg.jp）



対象者は  
申請・提出を

## 児童扶養手当等の申請や現況届など



### ①児童扶養手当

父母の離婚などにより児童を養育する父母または養育者に対し、児童が18歳になった後の最初の3月31日（心身に障がいがある場合は20歳未満）まで手当を支給します。

▼支給要件 父母の離婚、父または母が死亡、父または母が重度の障がい等で就労不可能、未婚など

▼支給月額 前年の所得により異なります。支給要件や月額など、詳しくはお問い合わせください。

### ②特別児童扶養手当

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育する父母または養育者に手当を支給します。

▼支給要件 精神または身体に中度以上の障がいがある児童を養育する場合

▼支給額 児童1人につき5万3,700円か3万5,760円（障がいの程度によります）

※①・②のいずれにも所得制限があります／児童福祉施設に入所している場合は対象外です。

### 現況届などの提出を忘れずに

児童扶養手当の受給資格がある人は現況届、特別児童扶養手当の受給資格がある人は所得状況届の提出が必要です。

該当者にはそれぞれ通知を送付します。期限までに提出がない場合は、定時に手当が支給できなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期間・提出先 児童扶養手当は8月1日～31日、特別児童扶養手当は8月14日～9月11日の平日に、こども家庭課（市役所1階）、岩木・相馬総合支所民生課に提出してください。※8月26日（土）・27日（日）は、こども家庭課で受け付けます。

■問い合わせ・申請先 こども家庭課家庭給付係（☎40-7039）

対象者は  
忘れずに申請を

## 介護保険に関するお知らせ



### 介護保険負担限度額認定証の更新

令和4年度の介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和5年7月31日までです。令和5年8月以降も引き続き認定証が必要な人は、8月中に忘れずに更新申請を行ってください。更新申請の際は、預貯金等を証明する添付書類が必要です。

▼申請に必要なもの 利用者の印鑑（代理人が申請する場合）、利用者の通帳や有価証券などの写し（利用者に配偶者がいる場合は配偶者の分も必要）

■問い合わせ・申請先 介護福祉課（市役所1階、☎40-7071）、岩木・相馬総合支所民生課

### 介護保険料が減額になる場合があります

7月14日付けで、本年度分の介護保険料を通知しました。

今年度中に65歳になる人（生年月日が昭和34年4月1日までの人）は、新たに保険料が賦課されますので、該当する人は申告してください。

次の対象者のうち、市民税県民税の申告をしていない人は、申告することで保険料が減額になる

場合があります。

▼申告対象者 保険料の所得段階が第3または第5段階で、次の①・②のいずれかに該当する人  
①収入が非課税収入（遺族年金・障害年金・失業保険など）のみの人  
②収入が無かった人

※配偶者控除や扶養控除の適用を受けている人も申告してください／前年度分も、さかのぼっての申告により保険料が減額になる場合があります。

▼申告に必要なもの 次の(1)～(3)のいずれか  
(1)マイナンバーカード

(2)身元確認書類（運転免許証、健康保険証、障害者手帳など）と個人番号が記載された住民票  
(3)身元確認書類（運転免許証、健康保険証、障害者手帳など）と個人番号通知カード（記載内容が住民票と一致している場合のみ有効）

※代理人が申告する場合、代理人の身元確認書類も必要です。

▼申告受付場所 市民税課（市役所2階）

■問い合わせ先 介護福祉課介護保険料係（☎40-7049）